

平成 28 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 日本セラミック株式会社
代表者名 代表取締役社長 谷口 真一
(コード：6959 東証第1部)
問合せ先 IR担当執行役員 藤原 佐和子
(TEL. 0857-53-3838)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 25 日開催予定の当社第 41 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行のために定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 25 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 25 日

以 上

【別紙】

(下線部分が変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 後
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
<u>(2) 監査役</u>	(削除)
<u>(3) 監査役会</u>	<u>(2) 監査等委員会</u>
<u>(4) 会計監査人</u>	<u>(3) 会計監査人</u>
第 5 条～第 1 9 条 (条文省略)	第 5 条～第 1 9 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 2 0 条 当社の <u>取締役</u> は 1 0 名以内とする。	第 2 0 条 当社の <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> は、 <u>1 0 名以内とする。</u>
(新設)	<u>② 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第 2 1 条 取締役は、株主総会 <u>において</u> 選任する。	第 2 1 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u> 選任する。
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第 2 2 条 <u>取締役</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 2 2 条 <u>監査等委員である取締役を除く取締役</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	<u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 後
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び監査役</u>に対し、開催日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員である取締役を除く取締役の中から</u>、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員である取締役を除く取締役の中から</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役に</u>対し、開催日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締</p>

現 行 定 款	変 更 後
<p>役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>取締役の責任限定契約</u>) 第32条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、賠償責任を法令が定める限度額までとする契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (監査役の員数) 第31条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法) 第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委</u></p>

現 行 定 款	変 更 後
<p>会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数でこれを決する。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>員に対し、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 監査等委員会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第43条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 後
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第<u>45</u>条 (条文省略)</p> <p>(期末配当の基準日) 第<u>46</u>条 (条文省略) ② (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第<u>47</u>条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第<u>48</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第<u>42</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第<u>43</u>条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当の基準日) 第<u>44</u>条 (現行どおり) ② (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第<u>45</u>条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第<u>46</u>条 (現行どおり)</p>